第５回教育委員会（定例）議事録

1　開　会

令和７年７月 25 日（金）　14 時 00 分

2　場　所

市役所第２庁舎３階　2-301・302 会議室

3　会議に出席した委員

教育長	丹後　政俊
委　員	西田　正志
委　員	鈴木　友美
委　員	吉良　佳晃
委　員	倉　真智子

4　会議に出席した職員

学校教育部長	酒井　寛興
こども未来部長	田中　正典
社会教育部長	中野　悟
学校教育次長	小嶋　拓也
教育総務課長	山内　俊秀
学校教育課長	石井　健一
教育研究所長	﨑田　真宏
東部学校給食センター所長	糸川　尚子
子育て企画課長	山鳥　有史
保育教育課長	山田　康弘
社会教育・文化財課長	辻川　貴志
中央図書館長	田中　真紀子
田園交響ホール館長	酒井　直隆
中央公民館長	竹見　朋子
教育総務課副課長	近成　和泉

5　議事日程及び議案

別紙の通り

6　開会宣言

14 時 00 分

7　会　期

（自）令和７年７月 25 日　（至）令和７年７月 25 日　１日間

8　会議録署名委員名簿

西田正志委員

9　閉　会

15 時 41 分

丹後教育長	日程第 1、令和 7 年度第 4 回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は、1 番西田正志委員を指名する。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 7 年 7 月 25 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案に移る。議案第 9 号「第４期丹波篠山市教育振興基本計画（丹波篠山きらめき教育プラン）の策定について」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	教育振興基本計画については、教育基本法第 17 条にあるとおり教育の振興に関する基本施策を定めて国会に報告するとともに公表しなければならないと、国においては責務となっている。第 2 項には、地方公共団体は、国の計画を参酌して、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされており、努力義務ではあるが、9 割ぐらいの自治体で基本計画を定めている。本市においても、これまで第 3 期まで 15 年間やってきたが、第 4 期の計画策定が遅れた。関係機関やいろんな人の御尽力により、1 学期のうちに策定直前まで来たということをありがたく思い、感謝申し上げる。パブリックコメントをいただき、修正も加えた上でここに至っているが、何かご意見があればと思う。第 3 章で示した社会情勢の変化を踏まえて、第 4 章で丹波篠山の教育のめざす姿を定めている。計画の前の平成 16 年度から、「一人一人が光り輝き、生きがいをめざす」ということを、長く丹波篠山では大事にしてきた。国、県の方向でも、ウェルビーイング、多様な幸せ、持続的な幸せを大事にするということが入ってきているので、大きな枠組みは変わらないが、「生きがいをめざす」というところを「幸せに生きる」に変えている。生きがいや夢に向かって積極的に生きていく、そういう幸せもいいがそれだけではなく、多様な幸せ、周りの人と調和して生きていくような穏やかな幸せもあっていい、生き方の幅をもう少し広げるということで、「幸せに生きる」としている。副題については、1 つ目の「子どもが自ら学ぶ、地域とともにある学校づくり」というのは、ほとんど変わっていない。2 つ目の「学びの機会を充実と、生きがいを感じるまちづくり」というのは、前は、「学びの機会を充実し、生き生きと活躍できる」であった。これも、活躍するということだけを目標とするのではなく、多様な価値観、多様なウェルビーイングがある中、学校教育や社会教育を通じて実現していくということで、「生きがいを感じるまちづくり」に変えている。教育においては、「不易と流行」ということがあり、

	子どもたちの人格の完成や社会を支える人材育成といった部分は変わらないが、流行という部分で、社会や時代の流れ、変化に応じて変えていかなければいけないところもある。その一つに今回大きく国も県も言っている、日本社会に根差したウェルビーイングの向上があると思う。それを反映して、丹波篠山の教育も多面的な幸せや生きがいを大事にするという記述になっている。
西田委員	「幸せに生きる」というのはどういうことなのか。「幸せ」というのは個人によって違うところもあると思うので、普遍的な考え方であるということをみんなで共有しないといけない。教育振興基本計画の細かいことは覚えていなくても、基本理念だけはずっと頭の中に置いてきたことでもあり、「幸せ」とは何かと問われたときに、教育委員会として、こういうことだということが答えられないといけない。貧しい家庭もあれば裕福な家庭もあるが、そうした物質的なものだけではない幸せ、最終的には教育基本法の人格の完成に向けて、どれだけ充実した取組ができるかというところが幸せということなのかなと思う。これは一人一人がずっと自分に問いかけてこうであるというものを持っておかないと、お題目に終わってしまう。事務局でそこを共有して、学校教育ではここ、社会教育ではここというもの持っておいてほしい。
吉良委員	パブリックコメントにも、変化してきたからそれに合わせるというよりは、主体的に私たちもその変化に応じていきましょうというコメントが見られたとおり、国と県は大きな骨格の変化はなくても、少子化も含めて、一番先に課題が出てくるのは恐らく現場に近い市町であると思う中、その辺りがよく盛り込まれていると思う。今後は、いかに実行していくかということや、反省を生かしてやっていくということを一緒に考えていけたらと思う。
丹後教育長	議案第 9 号「第４期丹波篠山市教育振興基本計画（丹波篠山きらめき教育プラン）の策定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 9 号「第４期丹波篠山市教育振興基本計画（丹波篠山きらめき教育プラン）の策定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議会などでも度々申し上げているが、私の責任のとり方としては、今決定いただいた教育振興基本計画の精神、方向を現場と一緒になって実行し、実現していくということであると思っている。同時に、やはり計画が遅れたことについて、組織の長としての責任は、別途考えなければいけないと思っている。詳細についてはまた報告させていただく。
丹後教育長	議案第 10 号「令和８年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、教育総務課に説明を求める。

山内課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 10 号「令和８年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 10 号「令和８年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第 5、協議事項に移る。協議第 3 号、『「令和６年度実績教育委員会の点検・評価」について』、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	協議第 3 号、『「令和６年度実績教育委員会の点検・評価」について』は、ここまでとする。
丹後教育長	日程第 6、報告事項に移る。報告 1「寄附採納について」、教育総務課に報告を求める。
近成副課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	篠山線廃止記念品とは、どのようなものであったか。
近成副課長	レールを輪切りにしたものである。
西田委員	たくさん配られたのか。
近成副課長	寄附は１点であるが、当時はたくさん配布されたものであると思う。
丹後教育長	報告 2「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
近成副課長	《議案書に基づき報告》
吉良委員	第１回多文化共生・国際教育セミナーについて、これは初めての開催になるのか。第１回なので内容も教示願う。
近成副課長	海外子女教育や在外教育施設の現状と課題、帰国児童生徒・外国人児童生徒への支援について交流する内容となっている。
小嶋次長	多文化共生・国際教育セミナーについては、第１回とあるが、年度の中で初めてという意味合いで認識していただきたい。過去にも、兵庫県の在外教育国際理解教育研究会の開催はあった。国際化や外国人の児童・生徒の受入れなど、丹波篠山市内でもそのようなお子さんが増えていることに鑑み、国際理解センターと連携したり、学校出身で在外教育施設に行かれた方などが、海外での経験を生かして海外の子どもたちをどのように育てていくの

	か、日本語と外国語のギャップをどのように埋めたらいいのか、あるいはその文化をどのようにも伝えていくことで、より国際理解を深められるのかということについて研修をしたり、実際に赴任された校長や先生の報告を聞いたりして、より実践的な研修をしていく取組をされている。
吉良委員	周りにもそういった海外のインターンの人たちが来たりしている。これから増えてくるので、お互いの理解の次に協働ということで、すごく大事な場だと思っている。どんどんアップデートしていっていただけたらと思う。
西田委員	この研究会は、在外教育施設に行っておられた先生で作られているのか。
小嶋次長	その方々が多い。
西田委員	今、丹波篠山市から現職で行かれている方はおられるのか。
小嶋次長	城南小学校の山上先生がコスタリカへ赴任されて、今 2 年目になっている。
西田委員	昔から篠山はたくさんの先生方が、在外教育施設、いわゆる日本人学校に行かれているが、途絶えた時代があって、また、今行かれていることは本当に大事なことであると思う。行かれている間は、その学校は臨時職員になってしまうので、たくさん行かせられないが、やはりそういう広い視野は要ると思う。今シニア派遣で 60 歳を過ぎてから行かれる方も少なくなって、行くと言えばすぐ行けるような感じであるが、なかなか人材が集まりにくい。国際情勢もあるのかもしれない。篠山は多くのそういう人を出してきているので、適切な人材があれば行かれたらいいと思っている。
丹後教育長	報告 3「令和 6 年度収納状況について」、教育総務課、保育教育課、子育て企画課に報告を求める。
山内課長、山田課長、山鳥課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	給食費を半額補助したりしているが、それは収入予定額に入っているのか。
酒井部長	収入予定額には、保護者からいただく半額分を計上しているが、これは 6 年度の分であり、半額にはまだ至っていないときのものである。
西田委員	6 年度全額補助したときもあったのではなかったか。そういうものを全部差し引いて、実際に入ってきたものが収入済額で、入らなかったのが未納ということでよいか。
山内課長	公費で負担する分は除いて、保護者に純粋に負担してもらう金額を収入予定額で計上して、その結果入ってきたものとの差額分が本来いただくべきお金で、未納になっているものである。
西田委員	給食費の未納がどんどん増えていって懸念されるという状況が以前あったが、今、総じて言うとどうなのか。未納額はこれだけであるが、補助がなければもう少し上がっている可能性もあるが、全体的にどうか。

山内課長	補助がなければ上がっていく可能性もあるのかもしれないが、基本的には金額が高いから払えないということではないと思っている。児童手当からの充当を始めてからは現年度分については、ほぼいただけるようになっている。児童手当充当の承諾書が出てこない方、もしくは、口座引き落としができなくて、再度納付書でお願いしたときに納付漏れが出たりするが、できる限り現年分を中心に、しっかり払っていただくよう取り組んでいる。これが翌年度、翌々年度と繰り越してしまうと、払うのが億劫になられるケースがあるので、現年度を重点的に電話や訪問等を行っている状況である。あわせて滞納分についても当然徴収するが、実際、小学校で給食を食べていたお子様が高校生になっているような状況においては、正直なかなか納付いただくのが難しいのが現状である。給食費の半額補助や今後無償化に向かっていった場合、より過去の給食費が徴収しにくくなることが想定されるので、しっかり払っていただけるように、取り組んでいきたいと考えている。
丹後教育長	報告4「小中学校児童生徒の問題行動等について」、学校教育課に報告を求める。
石井課長	《議案書に基づき報告》
鈴木委員	中学校のいじめ事案の報告で、ＳＮＳでの悪口があったが、最近、主な連絡手段がＬＩＮＥではなく、ＳＮＳのDMが主になってきていると聞いている。そうなると、ＬＩＮＥでも親の目が届かないが、さらに目が届かなくなってきて、ＳＮＳ上でのトラブルが今後増えていくのではないかというのをすごく心配している。学校でもネットリテラシーはしっかりやってもらっているとは思うが、そういうところに力を入れていただけたら保護者としても少し安心できるかなと思う。
石井課長	これまでは、中学校では年1回程度ＬＩＮＥ等の情報機器の学習をしていたが、昨今は、情報の社会情勢の変化もあり、学期に1回、年3回程度、情報教育情報機器の取扱い方、ＳＮＳのトラブルについてどういうふうに対処したらいいかについて、学習の回数を増やして取り組んでいる。今後も社会情勢の変化を見ながら対応を検討していきたい。
西田委員	いじめの報告で、小学校11件、中学校9件ということで、急に増えている。特に中学校では、昨年度は年間26件であったものが、もう既に15件ということで、少し多い。この前の生活習慣状況調査の報告の中で、「いじめ見たり聞いたりして、心を痛めることがありますか」の項目が下がっていたことも含めて、事務局で分析していただき、相関があるのかを考えてほしい。結果が今までになかったものだけに、少し心配をしている。
石井課長	増加については、小さなことでも積極的に認知を進めていることが大きな要因と考えているが、それぞれの事案を細かく見ていったときに、勘違いからのトラブルであったり、急にカッとなって衝動的なことでいじめにつなが

	ったりというトラブルもある。学校としては、ちくちく言葉、ふわふわ言葉などの言葉の学習、トラブルが起きたときにはそのトラブルを教材として、よかったかどうかその都度考えていくというような対処療法でなく、対応的なところも学習を進めている。分析は必要であると考えており、教育研究所とも相談しながら分析を進め、対応を検討していきたい。
丹後教育長	報告５「令和７年度７月小・中・特別支援学校定例校長会について」、学校教育課に報告を求める。
石井課長、﨑田所長	《議案書に基づき報告》
西田委員	学校教育における著作権の利用について、補償金制度と書いてあるが、どれぐらいの金額を支払っているのか。
﨑田所長	今すぐに数字が出てこないが、保育園、幼稚園、小中学校において、契約を結んでいる。恐らく１人当たり 80 円～120 円であったと思う。（市予算により、幼稚園 60 円/１人、小学校 120 円/１人、中学校 180 円/１人）
西田委員	契約の相手方は誰か。
﨑田所長	SARTRAS（サートラス）という業者である。
西田委員	動画・音楽配信サービスにおける教育利用のところで、「著作権の快諾なしで」とあるが、快諾とはどういうことか。
﨑田所長	快諾ではなく許諾の誤りであり、訂正する。
西田委員	注意点で基本的には大丈夫であるが、ＹｏｕＴｕｂｅなどは、個人向けのサービスが多いので、学校で使うというときには契約違反になるかもしれないので気をつけなさいということか。
﨑田所長	そのとおりである。結論から言うと、利用規約に基づくもの、もしくは著作権に基づくもの、二つの観点で考えていかないといけないが、どちらか一つに引っかかることがある場合はやはり学校で使用することはできない。
西田委員	利用規約は、学校はどうしたら分かるのか。
﨑田所長	こちらに個人向けと書いてあるので、教職員個人が契約しているもの、例えばネットフリックスなど、今いろんなコンテンツがあると思うがその中に利用契約がある。それをしっかりと読んで教職員が判断するしかないと思っている。
西田委員	卒業式などで、学校がＣＤを借りてきて、そのまま流す例をよく見るが、それはよいのか。
﨑田所長	それは大丈夫である。ただし、例えばネット上にある音楽を流す分には問題ないが、それをダウンロードして流したり、ダウンロードして２次利用したりする場合は引っかかる。
西田委員	個人で楽しむものとして借りてきて、それを学校教育の場で、学校行事で使うというのはよいのか。

﨑田所長	教育的利用の場合は大丈夫である。例えば、その動画を保護者の方が撮って、何らかの形でほかに配信をしてしまった場合は引っかかる。
西田委員	フリーのものではなく、著作権がある音楽を借りてきて、流しても大丈夫なのか。
﨑田所長	教育現場において、そうしたものを使用することは可能である。
西田委員	交響ホールではどうか。
酒井館長	ホールの場合は、基本的には公演の著作権だけであり、それを二次利用することはやっていない。
倉委員	例えばこの音楽の楽譜を配布した場合には駄目だと聞いたことがある。聞くだけならいいが、楽譜を配付して、子どもたちが見たときは、著作権法に引っ掛かると聞いたがどうか。
﨑田所長	それは恐らく引っかかると思う。校歌の歌詞や楽譜は、引っかかると聞いている。
吉良委員	学力調査のことで聞きたい。速報ということで、これから詳細に分析されると思うが、小学校5年生の出題のところで分析された結果、全国値より下回っている項目が多いが、だんだん学年が上がっていくごとに追いつき、ある項目では上回っているというところについても、これから分析されるのか。
﨑田所長	現在、教育研究所でも分析しているが、経年変化を見たり、いろんな視点で見ていく必要があると思っている。この結果を受けて、市内でも、全国より低かったところの小学校5年生の授業を見て来た。やはり、その中で、学力的にしんどさがあったり、学級で全体的になかなかしんどいクラスが多かったのかなというふうに思っている。それを受けて、一人一人の子どもたちに寄り添ったり、必要な支援を行っていくことが大切ではないかと思っている。
西田委員	これだけ点数が低い結果は初めてである。そういう危機感を持ってほしい。一喜一憂することはいけないが、学力が低いということは間違いないので、これをどうしていくかを考えないといけない。広報に載せるときにどう書くのか。復習が足りない、テストの形式に慣れていない、すぐ諦めてしまう等は、始まった頃の一番大きかったことで、慣れていないのであれば慣れるような練習をさせるべきであると思う。慣れていないということだけで、この学力が正当に評価されていないのであれば、その方が不幸だと思うので、やるべきであると思う。5ポイント以内は誤差の範囲内と言われるが、10ポイントを超えていることは深刻に受け止めて、危機感を持って全員が当たらないといけない。経年で中学校に行ったらよくなるという保証はどこにもないので、研究所や学力向上プロェクトチームでいろんな分析と対応を考えていってほしい。
﨑田所長	過去4年間のデータを遡って確認している。過去4年間は全国値と、ほぼ同等で来ている。ただし、本年度に限って言えば、やはり全国値より下がっている。学力調査の点数はその子の学力の一部であるが、現状の実態として

	点数が低いことは調査結果のとおりであり、各学校で児童の実態に合わせて、どのようなサポートや授業が必要なのか、具体的に検討するよう指示していき、知識、技能、思考力、判断力をバランスよく身につけさせるために、今後どうしていったらよいか考えていきたいと思っている。
西田委員	教育長はこの結果を見て、どう考えるのか。
丹後教育長	これから分析が必要であると思っている。基礎基本が要らないわけではないが、それだけではなく、そこを習得した上で、自分で考えて課題解決していく、そういう意欲ややる気も非常に大事であると思っている。しかし、非常に大きな数値が出ているので、なぜこうなったのかという分析は大事なことであると思っている。
西田委員	きちんと学習指導要領に基づいて標準的な問題を作られているということを前提に申し上げているので、それぞれ子どもへの手当てが必要だと考えている。
丹後教育長	危機感を持ちながら、総合的な視点に立ってこれからの子どもたちに必要な力を伸ばしたいと思う。
丹後教育長	報告6「丹波篠山市ＰＴＡ協議会の在り方について」、社会教育・文化財課に報告を求める。
辻川課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	以前にも情報をいただいていた上での話になるが、やはり今後こういう傾向は進んでいくと思う。ただ、加盟組織と脱退組織が情報共有をしないといけない時があると思うので、組織としては残しておいてほしい。特に子どもに関わることで重大なことが起こったときに、保護者が連携できる組織はここしかないと思うので、それは大事にしてほしい。
辻川課長	事務局としては、各単位ＰＴＡの活動を充実していただけるような支援をしていきたいと思っている。その中で、岡野ＰＴＯと多紀小ＰＴＡの2団体については、市ＰＴＡ協議会からの脱退組織ではあるが、組織としては残っており、各単位ＰＴＡの活動を実施されている。そこについても、子どもたちや保護者向けの情報発信をしていきたいと思っている。現在、ＬＩＮＥのオープンチャットを使い、各単位ＰＴＡの会長向けに、イベント情報も含めて情報発信しており、引き続き充実させていきたい。
丹後教育長	報告7「教育長報告」について報告する。 前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては17～18頁に記載している。この間、特に学校園訪問を教育委員にもお世話になり、実施している。実際に学校現場を訪れると、今ここで議論しているような教育施策がどのように学校現場に届いているのか、影響しているのかということを確認できるよい機会であると思う。課題ももちろんあるが、丹波篠山の教育の良い

	ところ、しっかりやっていることもたくさんある。こうして現場を回っていることで、いろんな場で丹波篠山の教育は課題もあるが、しっかりやっているということを申し上げる自信の裏づけになっており、非常に大事であると思っている。 　次に、7月の校長会では、学校園訪問も踏まえて、どこの学校も校長のリーダーシップと学校園経営目標のもと、先生、子どもや地域の特性、そういうよさを生かした教育がなされており、非常にいいことなのでこれからも続けてほしいということを伝えた。また、教育委員会に、外部から学校現場でやってもらえないかといった要望が寄せられることがあるが、全てを現場に下ろすと大変なので、これは良いなと判断したことをお知らせすることにしている。最近では、ささやま桜協会が桜守を学校に派遣して、学校敷地内の桜を点検したり、自然のよさなどについても話をできるとのことであったので紹介をした。しかし、実施の有無は、校長の判断ということで、このことだけではなく、学校現場、学校長の判断を大事にしていくということを話した。もう1点申し上げたのは、教職員が一丸となってやっていかないと学校現場は進んでいかない。地域、保護者、子ども、職員から信頼される学校園経営をぜひお願いしたい。そのためにも、校長の言動には注意して、自分がリーダーであり、模範を示すという意識を持ってしっかりとやってもらいたいということも話した。 　以上で、本日の審議は全て終了する。 　これをもって、第5回定例教育委員会を終了する。